



10月のお知らせ

事業主の
みなさまへ

令和6年10月より 最低賃金が改定されます!

令和6年度の地域別最低賃金及び発効年月日が発表されました。

埼玉県は10月1日より、現行の1,028円から**1,078円へ変更**です。

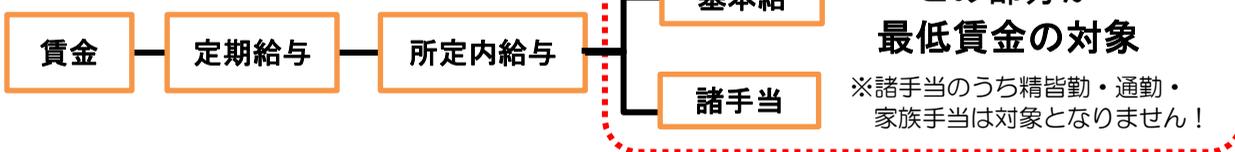
都道府県によって賃金が異なりますので、複数の県に事業所がある事業主様はご注意ください。

例) 埼玉県の事業所の月給者で平均所定労働時間が160時間の場合

$1,078円 \times 160時間 = 172,480円$ 以上の金額にする必要があります!

	現行	令和6年度	発効年月日
埼玉	1,028円	1,078円	令和6年10月1日
群馬	935円	985円	令和6年10月4日
東京	1,113円	1,163円	令和6年10月1日
神奈川	1,112円	1,162円	令和6年10月1日
千葉	1,026円	1,076円	令和6年10月1日
茨城	953円	1,005円	令和6年10月1日
栃木	954円	1,004円	令和6年10月1日

〈最低賃金の対象となる賃金〉



★ ★ 労働時間を正しく把握できていますか? ★ ★ ★

労働時間とは、従業員が会社の監督・指揮命令下にある時間のことをいいます。

付随する仕事の準備や片付けなどの時間も労働時間となりえます。また、実際に作業していない待機時間等の“手待ち時間”も会社の監督・指揮命令下であれば労働時間となります。

以下の事項をポイントに、正しい労働時間管理を心掛けましょう。

■ 労働時間の把握方法

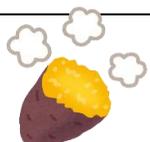
- 〈原則〉
- ・タイムカードやICカード、パソコンの使用時間の記録など客観的な記録による方法
 - ・使用者自らが労働者の始業と終業を確認して記録する方法
- 〈例外〉
- ・直行、直帰などで原則の方法が取り得ない場合は、自己申告によることができる

■ 労働時間の端数処理

労働時間は1分単位で把握しなければなりません。ただし、時間外労働の場合、事務手続きの簡便化上、1か月の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは労働基準法違反として取り扱わないこととなっています。

例) 1か月間の残業数の合計が10時間25分の場合

◎10時間25分 または ◎30分未満を切り捨てた 10時間



★令和6年10月の
土曜日はお休みです。

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所
TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.terazei.com/>

